

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

人事院の意見の申出に鑑み、国家公務員災害補償法による遺族補償年金の受給資格者要件についての男女差を解消する改正等を行うとともに、国家公務員の遺族に対する補償及び給付の制度を一体的に見直すため、国家公務員共済組合法による公務遺族年金等の受給資格者要件についても男女差を解消する改正等を行う。

改定の内容

1. 国家公務員災害補償法に係る改定（第1条）

①遺族補償年金の受給資格者要件を以下のとおり見直し

	年齢や障害状態に係る受給資格者要件	
	被災職員の死亡時に55歳以上 又は一定の障害の状態にあること	なし
見直し前	夫、父母、祖父母	妻
見直し後	父母、祖父母	夫、妻

②遺族補償年金の年金額のうち、遺族が1人の場合の額を以下のとおり見直し

	遺族補償年金の年金額（遺族の人数が1人の場合の年金額）
見直し前	平均給与額×153日（55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻は、 平均給与額×175日）
見直し後	平均給与額×175日

③補償を受ける権利のうち、消滅時効が2年のものを以下のとおり見直し

	消滅時効
見直し前	療養補償、休業補償、介護補償、葬祭補償：2年
見直し後	療養補償、休業補償、介護補償、葬祭補償：2年（特定の疾病に係る補償は5年）

2. 国家公務員共済組合法に係る改定（第2条）

公務遺族年金の受給資格者要件を以下のとおり見直し

	年齢に係る受給資格者要件	
	職員の死亡時に55歳以上であること	なし
見直し前	夫、父母、祖父母	妻
見直し後	父母、祖父母	夫、妻

施行期日

令和9年4月1日